

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号  
福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悅子 外1573名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(49)

(被告国と被告東京電力の責任を認めた前橋地裁判決について)

2017(平成29)年8月31日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝

印

同 広田次男

印

同 鈴木堯博

印

同 米倉勉

印

同 笹山尚人

印

同 渡辺淑彦

印

同 坂田洋介

印

同 大木裕生

印

## 第1 本書面の目的

本書面は、平成29年3月17日に、前橋地方裁判所で係属していた、本件と同種事件についての先行的な判決と、本件訴訟における「責任論」についての主張の類似点を指摘するものである。

なお、以下では前橋地方裁判所の判決を「判決」と略記する。

また、同前橋地方裁判所の裁判における原告を「前橋原告」、被告国を「前橋被告国」、被告東京電力を「前橋被告東京電力」、「前橋被告国」と「前橋被告東京電力」を合わせて「前橋被告ら」と略記する。

他の略記については、従前の原告準備書面に準じる。

## 第2 予見可能性の判断枠組みについて

### (1) 予見可能性の対象（判決148頁～）

ア 前橋被告らは、「本件事故発生までの事実経過の基本的部分として、本件津波と同程度の津波」（判決150頁）が予見の対象という。

なぜなら、「予見の対象は、観念的、一般的なものではなく、現実に生じた当該事故の経過に即して、その時点における行為者の立場に立って、その事実経過の基本的部分を予見することができたか」という観点から考えるべきだからとする（判決47頁）。

つまり、本件事故の出発点である“あの地震、あの津波”的の予見可能性が必要という。

そうすると、3.11地震はM9.0という、（日本）史上ないほどレベルの地震で、世界でも歴代4位の大地震。発生のメカニズムは連動型地震であるから、その規模、メカニズムから言って、事前に予測していた専門家はおらず、予見可能性はないという話になる。

具体的には「本件事故の原因となった本件地震および本件地震に伴い発生した津波は、推進本部や中央防災会議といった専門機関ですら予見することが不可能であった自然現象に起因する複数の震源域が連動した想定外の地震」（判決165頁）と述べている。

イ これに対して、前橋原告は予見可能性の対象を、「本件原発の敷地地盤高を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波の到来（本件津波と同程度の津波を含む）」（判決44頁、148頁）とする。

ウ 前橋原告・前橋被告らの主張を受けて、前橋地方裁判所は、「予見可能性は、不法行為者に対して結果回避義務を課す前提として、当該行為によって当該結果を発生する具体的危険性を予見できたことが必要である

ことが要求される」（判決149頁）との見地から、「当該不法行為者において、当該結果の防止行為ないし回避行為を期待することを基礎づけるに足りる事情、すなわち、当該行為によって生じた権利侵害及びそれに至る基本的な因果関係であれば足りる」と判示（判決149頁）した。

具体的には、本件事故の原因が津波であるから（判決108頁）、「非常用電源設備等の安全設備を浸水させ、本件事故を発生させうる規模の津波」（判決149頁）と判示する。

最も、前橋地方裁判所は、まず「津波は、敷地地盤高を下回る津波高であっても、敷地地盤高を超える最低限の津波について。これを証拠上認定することは難しい」とした（判決150頁）。

その上で、「被告東電が予見できた津波高を検討し、その検討結果が、本件原発の敷地地盤面の高さを超える程度の津波ということができ、かつ、本件原発の非常用電源設備等の安全設備が浸水するとその機能を喪失する可能性があることを認識していたということができれば、被告東電の予見可能性を肯定することができる」（判決150頁）という枠組みを示している。

そして、判決は結論においても、重ねて「本件において予見の対象となる津波は、本県事故を発生させる具体的危険の認められる程度の津波であれば足り、専門機関が予見することができなかつたとする自然現象としての地震の大きさや複数の震源域の運動は予見の対象ではない」（判決165頁）と繰り返している。

### 第3 予見可能性の判断について

#### 1 前橋原告の主張

原告側は津波の予見可能性を2002年頃と主張している。

その主張の根拠は主に2つである。

まず一つ目は、震源地予測を行った、地震調査研究推進本部の「長期評価」（2002年7月）の存在である。

ここで、太平洋沖南部ではどこでも、明治三陸級の津波地震が起きうるという想定が示された。

もう一つは、土木学会の津波評価技術（2002年2月）である。

ここにおいて、ある地域が震源地になると想定された上で、その場合に、どれほどの規模の津波となって押し寄せてくるかという計算技術が開発され、東京電力は正確な津波高の計算が可能になっていた。

そのため、震源地予測と、計算手法が確立されていた2002年（平成

14年) 時点において、予見可能性は存在したというのが、前橋原告の主張である。

## 2 前橋被告らの主張

前橋被告らは、津波評価技術こそが、事故当時(2011年(平成23年)以前)の最高の知見であったと主張する。

そして、その津波評価技術でも、5.7~6.1mの津波しか予見できず、従って、今回の事故は予見可能性なかったというものである。

判決では「被告東電は、津波評価技術に基づいて本件原発の津波対策を講じており、最新の専門的知見によつても予見可能性はなかつた」(判決152頁)という表現がこの被告らの主張に相当する。

しかし、前橋被告東京電力の試算(5.7~6.1m)は震源地を北寄りに想定して、「長期評価」のように南よりも想定すべきという議論を、根拠なく無視している試算である。

一方で、前橋被告国は、地震調査研究推進本部ないし「長期評価」の信頼性につき、国の機関の見解でありながら、この「長期評価」の見解は信頼性がないと主張する。

その理由として、「長期評価」公表後、予測の信頼性について、発生領域の信頼度C、規模の信頼度A、発生確率(頻度)の信頼度Cとなっているのを最大限誇張し、いかにも信用性のない見解であるかのように主張している。また、「長期評価」公表後に開かれた中央防災会議に、「長期評価」の見解が反映されなかつたことや、納得していない専門家は多数いる旨も併せて主張している。

## 3 判決

### (1) 津波評価技術に対する評価

まず、前橋地方裁判所は津波評価技術につき、津波評価技術は、計算手法それ自体に問題点があるということはできない（もっとも、補正係数を1.0にしたことは、後述のとおり問題があるものと考える） (判決153頁)と評価する。

ここで重要なのはカッコ書きで、補正係数のほか、4つの点で不合理があるとして、最終的に「津波評価技術は、文献が残る400年程度の既往最大津波をもつて、想定津波を検討したものであるから、常に安全側の発想に立つて作成されたものと評価することはできない」 (判決154頁)という結論を示した。

ア 判決が指摘する4つの問題点のうち、まずは、一つ目は、津波評価

技術が工学的な考えに基づくというものである。

物を作るという（工学）という観点では、どういう形で、設計外力を最期は決めないといけない。

その意味では、理論上想定しうるすべての外力に対し、対抗するという発想は工学ではなく、こうした発想は、自然科学として純粋に「起きうる」ことを考える理学の発想である。

津波評価技術は、土木学会（→土木工学）の考案だけあって、そこでの「安全」は、限定的なものとなってしまった。

イ 二つ目は、補正係数の問題である。

どんなに優れたシミュレーションでも、誤差があるのは当然である。

そこで、適切な誤差を見込んで初めて、推定値の適正が言える。

もっとも、補正係数を掛けることで、想定津波高が一気に上がり、津波による事故が容易に想定されるようになり、「福島第1原発は危険」という話になっていたはずであった。

しかし、津波評価技術では、補正係数を全く考慮しないで、津波高を計算するという、安全対策上は通常では考えられない手段が用いられていた。

この点につき、判決も補正係数の点で議論が足りないと判示している。

ウ 更に、対象期間である。

津波試算は、一般に2段階を経る。1つはどこが震源地になるか。次にどんな津波になるかである。

基本は前者が「長期評価」のような震源予測で、後者が津波評価技術という使い分けをすべきであった。

もっとも、前橋被告東京電力は、自分に不利益な「長期評価」の見解ではなく、震源地の議論も津波評価技術でカバーしようとする。

しかし、津波評価技術の知見で震源地推定をカバーするのは危険であった。

それは、「長期評価」と異なり、津波評価技術では過去に生じた地震の記録の調査が短いためである。

津波評価技術においては、不確実性を防ぐという理由で、過去400年程度しか調査をしていない。

この短い期間で、津波のような数百年～千年単位のスケールの自然現象を考えようというのは無理があったといえる。

判決では、津波評価技術のこの点につき問題があったと判示している。

エ 4つ目は、適用限界や留意事項がないことの問題点である。

津波評価技術においては、不確実性を防ぐという理由で、過去400年程度しか調査をしていない。そのため、津波評価技術には元々、想定外の津波の存在がありえた。

しかし、このことについて、適用限界や留意事項につき明記がないこと（判決123頁）や、補正係数についても施設の重要度に応じて、2～3倍に上げる場合もあり得ると佐竹証人は認識し、了解していたものの、留意事項等の明記がなかったことを判決では摘示している（140頁）。

オ そして、判決は、全体として、「常に安全側の発想に立って作成されたものと評価することはできない」（判決154頁）という評価をしている。

## （2）「長期評価」に対する評価

前橋地方裁判所は「長期評価は、地震及び津波対策を検討する上で、重要な存在」（判決155頁）、「その内容は十分合理的なもの」（判決156頁）という評価を下した。

そして、「日本海溝の北部、中部及び南部において、プレートが沈み込むことは同じであるから、過去400年間において明確な既往津波の記録が存在しないことをもって、北部及び南部にのみ津波地震が発生し、中部に発生しないという根拠はないことから、長期評価の上記考え方を否定することはできない」（判決156～157頁）という。

前橋地方裁判所は、評価の前提として、①「長期評価が地震学者の見解を統一して公表したものであること」（判決156頁）や、②「長期評価が公表された後に土木学会によって実施されたアンケート結果を参照しても、「津波地震が上記領域のどこでも発生しうる」という意見が過半数を占めており、長期評価の知見が地震学者の間において多数的な見解であったことが裏付けられている」という事実を摘示している。

更に、③「推進本部が、法律（地震防災対策特別措置法）に基づき、地震に関する調査研究の推進並びに地震から国民の生命、身体及び財産を保護するために設置された被告国の機関であること」、④「著名かつ実績のある地震学者を中心に構成された機関であること」、⑤「三陸沖から房総沖にかけて過去に大地震が多く発生していることから、当該地域における長期的な地震発生の可能性等についてまとめる形で推」

進本部によって作成されたもの」（すべて判決 155 頁）も根拠として挙げている。

さらに、⑥「空白域についてエネルギーが蓄積しており、地震および津波発生の可能性が高まっている地域であるとの考え方には合理性があり」（判決 156 頁）という点も挙げている。

加えて、⑦「佐竹健治氏は、「津波評価技術手法は既往津波を再現する計算方法としては高度な手法であるが、将来起きうる津波の想定（波源の設定場所）については長期評価の方が優れた知見」」（判決 160 頁）と述べていることも摘示している。

判決では、被告らの主張する、「長期評価」の信頼度につき、最初の領域 C は、データが十分な他の地域に比べて、当該地域では発生予想エリアを広く想定するしかない（絞れない）というだけで、太平洋沖南部で発生するかどうか不明ということではないとし、発生確率（頻度）の話も同様で、領域が絞れないことと連動して確率評価も少し広く考えないといけないということにすぎないものであった。

そのため、判決では、津波地震が生じないとするわけではなく、その可能性を考慮外とすることが合理的ではないとしている。

また、「長期評価」公表後に開かれた中央防災会議に、「長期評価」の見解が反映されなかったことについても、判決では「長期評価」を退ける根拠とはならない判示する（161 頁・162 頁）。

### （3） 計算手法についての判示

「本件原発の敷地地盤高を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波の到来（本件津波と同程度の津波を含む）」が、2002 年に予見可能であるという論理は、①「長期評価」で示された見解に従い、三陸沖から房総沖にかけての海溝沿いではどこでも、巨大な津波地震が起きうるという想定に立ち、その場合の津波予測を、②土木評価技術で試算するという過程になる。

具体的には、各地で 10 m の津波を記録し、最高で 38.2 m となり、死者 2 万人を超えた明治三陸津波（1896 年）と同じ様な津波地震が、福島県沖でも起きるという想定になる（東京電力 2008 年（平成 20 年）津波試算参照）。

そして実際に計算するとなると、具体的な断層のデータがいる。断層の幅・長さ、角度など様々なデータが必要で、明治三陸沖地震の断層モデルを援用するという話になる。

この方法論上の妥当性につき、前橋地方裁判所はこれを肯定している。

すなわち「ある領域における波源モデルを他の領域に転用して津波数値解析計算を行うという計算手法は、地震学において直ちに計算できる一般的な手法であった」（判決162頁）判決ではいう。

#### (4) 予見可能性についての判示

ア 予見可能性を認めるには、「本件原発の非常用電源設備等の安全設備が浸水するとその機能を喪失する可能性があることを認識していた」という事実が必要であった。

そして、判決では、平成3年の内部溢水事故により、被告東京電力が、溢水による安全機能喪失の危険性を認識し、しかるべき対応を始める契機であったと認定する。

すなわち予見の対象という観点で言えば、「被告東電が予見できた津波高を検討し、その検討結果が、本件原発の敷地地盤面の高さを超える程度の津波ということができ、かつ、本件原発の非常用電源設備等の安全設備が浸水するとその機能を喪失する可能性があることを認識していたということができれば、被告東電の予見可能性を肯定することができる」（判決150頁）のうち、「本件原発の非常用電源設備等の安全設備が浸水するとその機能を喪失する可能性があることを認識していた」という部分を構成しているものである。

イ 以上のような、検討を経て、判決は、163頁の「(5)まとめ」において、①「長期評価」は、本件原発の津波対策を実施するにあたり、考慮しなければならない合理的なものであること、②前橋被告東京電力は、津波評価技術策定の1カ月後には、津波評価技術を本件原発に当てはめた試算を行っていること、③「長期評価」が波源モデルを示してなくとも、ある領域における波源モデルを他の領域に転用して津波数値解析計算を行うという計算手法は、地震学において直ちにできる一般的な手法であったことからすると、遅くとも2002年（平成14年）7月31日から数か月後には、長期評価の知見をもとに津波評価技術の計算手法を用いて長期評価が挙げた明治三陸地震の波源モデルを福島県沖にずらして想定津波の計算をすることが可能であったということができ、④その計算結果は、前橋被告東京電力が2008年（平成20年）5月頃に行った計算結果（敷地南部でO. P. + 15. 7 m等）に照らし、本件原発の敷地地盤面を優に超えるものとな

ったと認められる。

そして、本件原発の敷地地盤面を超える津波が本件原発の非常用電源設備を浸水させ、1991年（平成3年）の福島第一原子力発電所の内部溢水事故を踏まえていれば、被水によって配電盤が機能喪失することを認識していたとし、被告東京電力が遅くとも平成14年（2002年）7月31日から数か月後の時点において、本件原発の敷地地盤面を優に超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる程度の津波の到来につき、予見可能性があったということができると判示した。

ウ さらに、前橋地方裁判所は、2008年（平成20年）5月には、被告東電は、「長期評価」の知見をもとに、津波試算を行い、本件原発にO. P. +15. 7mの津波が来ることを計算していたことから、平成20年5月には、本件原発の敷地地盤面を優に超えて、非常用電源設備を浸水させる規模の津波が到来する具体的な可能性及びそれによる全電源喪失の具体的危険性につき、これを予見していたものということができると判示している（判決164頁）。

#### 第4 判決と本件訴訟における予見可能性の主張について

- 1 上記のように、判決は土木学会「津波評価技術」（2002年2月14日）と地震調査研究推進本部「長期評価」（2002年7月31日）の存在から2002年（平成14年）7月31日から数カ月中にはで予見可能性があったことを認めるものである。
- 2 そして、これら判決で判断された、予見可能性の対象、予見可能性の判断内容、予見可能であった時期の全てにつき、本件訴訟で主張しているものとほぼ同じである。

ただ1点、原告の主張は、「2002年には、被告は津波対策のために、正確な津波予測を行う義務が生じ、そして実際に2002年で可能だったこと」と予見義務が存在したこと主張している。

これは、波源モデルとして用いるべき、明治三陸沖地震の規模・被害のすさまじさから導かれるものであることは、既出の準備書面で繰り返し述べているところである。

#### 第5 結果回避可能性における判断

- 1 前橋原告らの主張（54頁～56頁）

前橋地方裁判所の同種事件における原告らの結果回避可能性の主張は以

下のとおりである。

(1) 防波堤及び防潮堤の設置

遅くとも 2010 年（平成 22 年） 11 月頃までに防波堤及び防潮堤を完成することができた。

(2) 配電盤設置の多様性の確保、非常用 D/G の高所への設置

津波からの安全性が確実に維持できる場所として、 O.P. + 35 m に位置する本件原発の西側高台配電盤等を優先して設置すべきであったし、現にそれが可能であった。

(3) タービン建屋の水密化

7 m の浸水深を想定した水密扉を設置し、非常用 D/G 給気ルーバ等の開口部の最下端のかさ上げ等をすべきであったし、現に可能であった。

## 2 前橋被告東京電力の主張（56 頁～57 頁）

前橋地方裁判所の同種事件における被告らの結果回避可能性の主張は以下のとおりである。

(1) 防波堤及び防潮堤の設置について

前橋原告主張の防波堤及び防潮堤の高さ及び規模はいずれも不明確である。また、そもそも本件のような津波は予見できないし、仮に平成 20 年の試算をもとに対策を検討したとしても、処々の事情から時間が足りなかった。2008 年（平成 20 年） 5 月頃の試算を基に対策をすると結果論としても事故は防げなかった。

(2) 配電盤設置の多様性の確保、非常用 D/G の高所への設置について

非常用高圧配電盤は、原子炉の安全停止のために不可欠な機器であった。そのため、 S クラスの耐震性確保が求められていたため、高所移設ではなく、低層階への設置が適切であった。

また、そもそも、敷地への浸水自体を避けるべきと認識されていたため、当時高所移設は、有効な対策としての認識がされてなかった。

(3) タービン建屋の水密化について

タービン建屋の水密化は、本件事故後の状況に基づいて、事故後の状況を振り返って事故以前の対応につき結果論をいうものであり、失当である。

そもそも、敷地への浸水自体を避けるべきと認識されていたため、水密化は、有効な対策としての認識がされてなかった。

また、技術的な困難もあるほか、仮に 2008 年（平成 20 年） 5

月頃の試算をもとに水密化の対策をしたとしても、今回の津波に対して事故を回避できたとはいえない。

### 3 判決の内容（判決172頁～179頁）

#### (1) 非常用D/Gの給気ルーバの嵩上げ等

また、福島第一原発においては、給気ルーバは主要建屋がある敷地において最も下層に位置していた(O. P. +10m)から、もし津波が襲ってきたら真っ先に浸水する位置にあった。そして給気ルーバが浸水すれば、そこから大量の水が建屋地下に流れ込む。そうなると、非常用D/Gや配電盤に危機が生じる。そうであれば、給気ルーバの最下端の嵩上げをしたり、1階部分に設置することなく、浸水の恐れのない高所に設置したりするという対策が考えられる。

そして、こうした給気口の付け替え工事は容易になし得たはずであり、これによって、非常用D/Gの給気ルーバからの浸水は容易に回避が可能だったといえる。

#### (2) 非常用電源設備等の高台設置

配電盤並びに空冷式非常用D/G及び電源車をO. P. 35メートルの高台に設置し、常設のケーブルを地中に敷設しておくという対策をとることによっても、結果回避は可能であったといえる。

#### (3) また判決では、時間的な制約の面でも、2002年（平成14年）7月31日から数カ月以内に予見が可能であったという認定をしており、そこから、考えれば時間的な余裕は十分あったとして、時間的制約の面でも結果回避可能性を認める。

さらに、判決で現に予見をしていたとする、2008年（平成20年）の試算以後でもこれらの対策は十分可能であったとも判断している。

### 4 本件訴訟における結果回避可能性の主張との関わり

#### (1) 原告らは、その主張で、最低限行うべきであった措置として①非常用電源設備、非常用D/G及び燃料タンクの福島第一原発敷地内にあるO. P. +35mの高台に移設することで、結果回避可能であったと主張している（準備書面33・3頁）。

さらに、②最終ヒートシンク確保対策、つまり、炉心を冷却するために必要な冷却水である海水を供給する、冷却用海水ポンプが水没し

ない方法として、④甲 A 156 の意見書添付図面にあるように、防水壁でポンプ・駆動機を囲い、また、ポンプの床面をシールして、海水が床面上に溢れないようによることや⑤取水ポンプのモーターコントロールセンターを新設の電気室に設けることをあげている（甲 A 156・3～4 頁）。

(2) したがって、原告主張の結果回避のための措置のうち、判決では、非常用電源設備、非常用 D/G の、福島第一原発敷地内にある O.P. + 35 m の高台移設が認められている。

(3) なお、判決では結果回避措置の内容につき、佐藤暁氏の証言を信用できるとして採用している（判決 171 頁～172 頁）。

この点につき、本訴訟の原告らは、佐藤暁氏の証言と同趣旨の結果回避措置を、筒井意見書（甲 A 156 号証）等をもとに主張している。

## 第5 前橋被告国規制権限不行使の違法性について

### 1 前橋原告の主張（判決 598 頁）

前橋被告国は、2002 年（平成 14 年）7 月 31 日から数か月後、2006 年（平成 18 年）5 月頃又は 2008 年（平成 20 年）5 月頃までに、電気事業法 39 条 1 項に基づいて、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（1965 年（昭和 40 年）通産省令 62 号。以下「省令 62 号」という。）を改正し、又は同法 40 条に基づいて技術基準適合命令を発令して、前橋被告東京電力に対し、津波が本件原発の敷地地盤面に遡上することを防止するための防波堤又は防波堤の設置、取水ポンプ開口部へのシュノーケルの設置、水密扉の設置などの水密化並びに非常用 D/G 及び配電盤の高所移設等の対策を講じさせる規制権限を行使すべきであったにもかかわらず、これを怠った規制権限の不行使の違法があったと主張する。

### 2 前橋被告国規制権限の主張（判決 607 頁）

前橋被告国は、前橋原告らの主張する結果回避措置がいずれも、基本設計にかかる事項であって、詳細設計について規制すべき省令 62 号について電気事業法 40 条に基づく技術基準適合命令を発し、あるいは省令 62 号を改正した上でこれを発することにより、本結果回避措置を講じさせることはできなかった等の主張をする。

### 3 判決の内容

(1) 判決は、規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについて、規制「権限の要件は認められているものの、その権限を行使するか否かにつき裁量が認められている場合や、当該規制権限行使の要件が具体的に定められていない場合は、規制権限の存在から直ちに作為義務が肯定されるとはいはず、具体的的事案の下において、当該権限行使しないことが著しく合理性を欠く場合にのみ、当該権限行使の作為義務が肯定される。」と判示した。

その上で、判決は、まず、「Ⓐ原告らが主張する具体的な各結果回避措置について、これが招請設計にかかる問題であること、Ⓑ電気事業法40条に基づき上記各結果回避措置を講じさせるよう技術基準適合命令を発するか、同法39条の定める記述基準として、上記各結果回避措置を講じさせることができるように省令62号を改正する権限を有していたといえること、の2点が肯定できる場合には、」前橋被告国（の規制権限が認められる）と判断している。

そして、Ⓐにつき、前橋原告主張の結果回避措置はいずれも詳細設計にかかるものであり、Ⓑにつき、前橋被告国は、本件原発が、2011年（平成23年）10月7日改正前の省令62号4条に適合していないと認められる場合には、本件原発を修理、改造又は移転するよう命ずる規制権限を有していたというべきであると判示している。また、仮に改正前の省令62号4条の定める技術基準に、本件各結果回避措置が含まれないとしても、省令62号の内容を改正することができ、現に国は改正を行っていて、行えなかつた事情もないことから、電気事業法39条に基づく省令制定権限を行使して、省令62号4条を改正した上、技術基準適合命令を発することができたと判示し、前橋被告国（の規制権限を認めて）いる。

(2) そして、規制権限行使しなかつたことが、国家賠償法1条1項上、違法であるかにつき、判決は前橋被告国（の予見可能性と結果回避可能性の検討）をしている。

そこでは、前橋被告東京電力において検討した予見可能性に関する認定事実を前提に、「遅くとも、平成14年7月31日から数か月後の時点において、津波評価技術の津波数値解析計算手法をもとに、長期評価の知見を踏まえ、想定津波の津波高を計算することができた。したがって、被告国は、上記の時点で、本件原発の敷地地盤面を優に超

え、非常用配電盤を被水させる具体的危険性を有する津波の到来を見ることができた。」と判示して前橋被告国の予見可能性を肯定した。

また、結果回避可能性については、判決は前橋被告東京電力に関する結果回避可能性の判断を前提にこれを肯定している。

- (3) さらに、判決は、これらの予見可能性の存在・結果回避可能性の存在を前提として、規制権限不行使の違法性を判断している。

その判断は、①被害の特性（被害の重大性・広域性・回復困難性及び被害者の多さ）、②前橋被告国との適時・適切な規制権限行使に対する期待の程度・大きさ、③非常用配電盤を被水させる具体的危険性を有する津波到来の予見可能性とその時期、④前橋被告国が津波対策につき対応を検討するよう伝えた後に、前橋被告東京電力から提出された耐震バックチェック中間報告書2008年（平成20年）3月における前橋被告東京電力の不誠実な対応を考慮して、遅くとも2008年（平成20年）3月時点には、規制権限を行使すべきであったと判示した。

#### 4 本件の主張との関係

本件における原告の主張は、前橋地方裁判所の同種事件における主張とおおむね同様である。

もっとも、判決においては、以下の点で原告らの主張とは一部異なる点がある。

- (1) まず、規制権限行使の違法性の判断枠組に関して、原告らは、準備書面（19）にて、「これまでの最高裁判所判決の到達点を踏まえ、かつ「深刻な災害が万一にも起こらないようにする」という原子力発電所に要求される安全性のレベルを踏まえて、電気事業法39条及び40条に基づく規制権限が、最新の知見を踏まえて「できる限り速やかに」、かつ、「適時かつ適切に」、行使されたかどうかという観点で判断される必要がある。」とするように、行政庁の裁量権を狭く解しているところ、この点につき判決では裁量権を広く解しており、この点については原告らの主張と異なる部分である。
- (2) さらに、判決は、予見可能性の対象・内容について、前橋原告らの主張とおおむね同様の認定をし、結果回避可能性については、前橋被告東京電力における認定と同様に、前橋原告らの主張のうちの一部のみ（非常用D/Gの給気ルーバの嵩上げ等と非常用電源設備等の高台設置）を認めたものである。

その上で、規制権限不行使の違法性判断については、前橋原告の主張をおおむね認めたものの、その違法性が生じた時期が、2008年(平成20年)3月と、予見可能性があったとされる2002年(平成14年)7月31日からかなりの期間の開きがある。

しかし、本件訴訟の原告らとしては当該認定の時期以前にすでに規制権限不行使の違法はあったとの主張をしているところである。

判決認定の時期は原告らが主張する、規制権限不行使の違法が存在したという時期の中でも一番遅いものであり、原子力災害の内包する重大な危険性から考えれば、規制権限はもっと早く行うべきであったことは今までの原告の主張の中でも明らかなものである。

この点において原告らの主張と判決は異なる。

## 第6　まとめ

以上、検討したように、判決は原告らの本件責任論の主張とおおむね同様の認定をしている。

したがって、原告らの主張の正当性は明らかなものであり、原告らの責任論における主張はそのすべてが認められるべきである。

以 上